#### 1.北海道札幌市「エキヒロ Cafe・イルミネーション」

| 道路管理者      | 札幌市  |
|------------|--|
| 占用主体       | 札幌駅前通地区活性化委員会  |
| 占用の場所      | <br>  主要道道札幌停車場線(JR 札幌駅南口駅前広場)<br>   |
| 占用期間       | (Cafe)平成 29 年 6 月 23 日~平成 29 年 9 月 25 日<br>(イルミネーション)平成 29 年 11 月 6 日~平成 30 年 3 月 21 日   |
| 主な<br>占用物件 | 露店(道路法第 32 条第 1 項第 6 号)<br>イルミネーション(道路法第 32 条第 1 項第 1 号)   |
| 無余地性の基準の概要 | 占用の場所から約 700m離れた位置に余地が存在するが、占用の場所は、高い交通結節点機能を有し、地元民はもとより多くの観光客等が利用している札幌駅から目抜き通りである札幌駅前通りへ向かう主要動線上にあることから、利用者の利便性や地域の賑わい創出の効果を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。 |

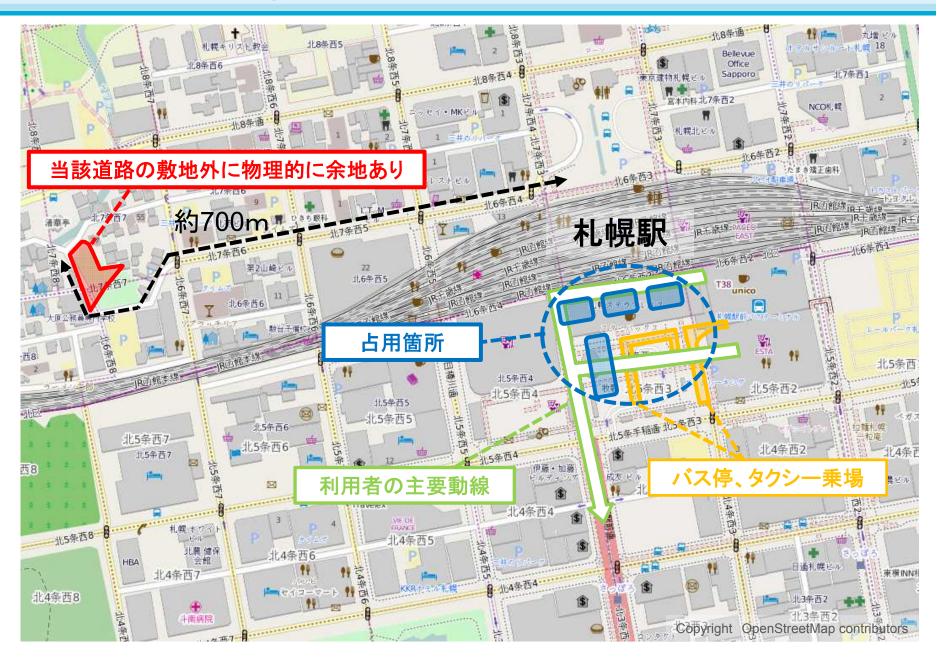








写真出典:札幌駅前通地区活性化委員会



### 2. 東京都豊島区 「巣鴨商店街アーケードドライミスト」

| 道路管理者      | 国土交通省関東地方整備局   |
|------------|--|
| 占用主体       | 巣鴨駅前商店街振興組合  |
| 占用の場所      | 国道 17 号(巣鴨駅前商店街アーケード)  |
| 占用期間       | 平成 29 年5月1日~平成 34 年3月 31 日   |
| 主な<br>占用物件 | ドライミスト装置(水道管)(道路法 32 条1項2号)  |
| 無余地性の基準の概要 | 巣鴨駅前商店街アーケードにドライミスト装置を設置するもの。道路敷地外の余地として、商店街各店舗等の軒下があるが、各店舗等の軒下に設置した場合、ドライミストの効果を受けるにはアーケードの端を通行する必要があるため、利用者の利便性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。 |









写真出典:関東地方整備局



#### 3. 神奈川県横浜市「反町イルミネーションプロジェクト」

| 道路管理者      | 国土交通省関東地方整備局   |
|------------|--|
| 占用主体       | 反町第一町内会  |
| 占用の場所      | 平成 28 年 11 月 16 日~平成 29 年1月 15 日   |
| 占用期間       | 国道1号(横浜市神奈川区反町一丁目)   |
| 主な<br>占用物件 | イルミネーション(電力線)(道路法第 32 条第1項第1号)   |
| 無余地性の基準の概要 | 反町第一町内会が「反町イルミネーションプロジェクト」として反町駅前の樹木にイルミネーションを設置するもの。占用の場所から約 200m離れた位置にイルミネーションの設置に適した樹木が存在するが、占用の場所は反町駅の利用者の多くが通行することを踏まえ、利用者の利便性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。 |



写真出典:反町第一町内会



#### 4. 新潟県新潟市「萬代橋誕生祭」

| 道路管理者      | 国土交通省北陸地方整備局  |
|------------|---|
| 占用主体       | 新潟市   |
| 占用の場所      | 国道7号(萬代橋)   |
| 占用期間       | 平成 29 年8月 19 日  |
| 主な<br>占用物件 | 露店(道路法第 32 条第1項第6号)   |
| 無余地性の基準の概要 | 占用の場所から約 150m~650m離れた位置に余地が存在するが、占用物件である露店は萬代橋誕生祭に訪れる人が利用するものであり、その多くは新潟駅から万代地区を結ぶ目抜き通りを通行することを踏まえ、利用者の利便性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。 |









写真出典:北陸地方整備局、新潟市



#### 5. 石川県輪島市 「輪島朝市」

| 道路管理者      | 輪島市  |
|------------|--|
| 占用主体       | 輪島朝市組合   |
| 占用の場所      | 市道本町 1 号線(朝市通り)  |
| 占用期間       | 平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日   |
| 主な<br>占用物件 | 露店(道路法第 32 条第 1 項第 6 号)  |
| 無余地性の基準の概要 | 駐車場から約 200m離れた位置に余地が存在するが、輪島朝市は年間約 70 万人が訪れる観光地であり、当該朝市の駐車場から余地に向かうには交通量の多い道路を横断する必要があること、古くから続く歴史のある朝市であることから、利用者の利便性及び安全性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。 |









写真出典:輪島市



#### 6. 愛知県名古屋市 「名古屋市総合計画」

| 道路管理者      | 国土交通省中部地方整備局   |
|------------|--|
| 占用主体       | 名古屋市   |
| 占用の場所      | 国道1号(名古屋市瑞穂区神穂町)   |
| 占用期間       | 平成 28 年 2 月1日~平成 32 年 3 月 31 日   |
| 主な<br>占用物件 | 標識(案内表示板)(道路法施行令第7条第1号)  |
| 無余地性の基準の概要 | 市民が地域の歴史・文化にふれることができる機会を提供し、地域への愛着を育むとともに、地域の魅力向上をはかるため、昔の街並み等を掲載した銘板を設置するもの。名古屋市総合計画に位置付けられた事業であることから公共性が高いこと、近隣の民地に余地が存在するが、銘板と現在の風景を比較するには、道路区域内に設置した方が利用者の利便に資することから、他に余地がないと判断した。 |









写真出典:中部地方整備局



### 7. 大阪府大阪市 「福島区駅前活性化プロジェクト」

| 道路管理者      | 国土交通省近畿地方整備局   |
|------------|--|
| 占用主体       | 大阪市福島区   |
| 占用の場所      | 国道2号(野田阪神前交差点)   |
| 占用期間       | 平成 29 年4月1日~平成 30 年3月 31 日   |
| 主な<br>占用物件 | フェンス(道路法第32条第1項第1号)  |
| 無余地性の基準の概要 | 大阪市福島区が「福島区駅前活性化プロジェクト」として、路上ライブのためのフェンス等を設置するもの。占用の場所から約 200m離れた位置に余地が存在するが、占用の場所は阪神本線野田阪神駅等3路線の結節点であり、同駅利用者の多くが通行することを踏まえ、利用者の利便性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。 |









写真出典:大阪市福島区役所



### 8. 鳥取県境港市 「水木しげるロード」

| 道路管理者      | 鳥取県  |
|------------|--|
| 占用主体       | 境港市  |
| 占用の場所      | 県道米子境港線、県道境美保関線  |
| 占用期間       | 平成 29 年4月1日~平成 34 年3月 31 日   |
| 主な<br>占用物件 | 銅像(道路法第 32 条第1項第1号)  |
| 無余地性の基準の概要 | 当地を訪れる観光客の主要動線である境港駅前から元町アーケード商店街にかけて、境港市が策定する「境港市観光振興プラン」に基づき、「ゲゲゲの鬼太郎」に登場する妖怪の銅像を設置するもの。占用場所周辺の民地等に余地が存在するが、余地に設置した場合、設置箇所が点在することとなるため、利用者の利便性を考慮し、道路敷地外に余地がないと判断した。 |

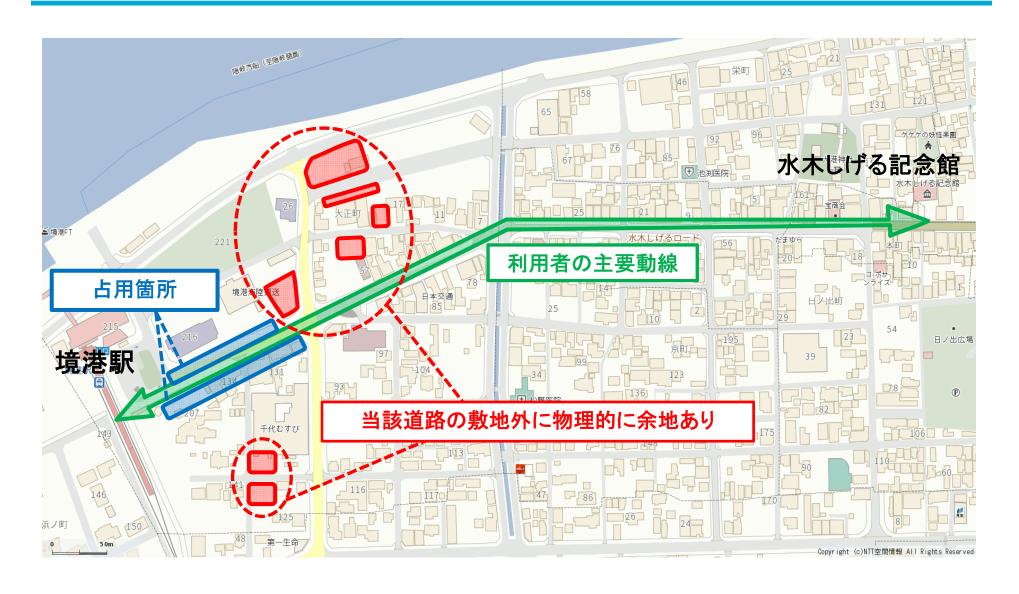








写真出典:©水木プロダクション



#### 9. 広島県広島市 「四季の花設置事業」

| 道路管理者      | 国土交通省中国地方整備局   |
|------------|--|
| 占用主体       | 広島市  |
| 占用の場所      | 平成 28 年7月 11 日~平成 33 年3月 31 日  |
| 占用期間       | 国道 54 号(広島駅~紙屋町・八丁堀地区)   |
| 主な<br>占用物件 | 花壇(道路法第 32 条第 1 項第 1 号)  |
| 無余地性の基準の概要 | 広島駅周辺から紙屋町・八丁堀地区にかけて花壇を設置するもの。占用場所の周辺の民地に余地が存在するが、広島市は「四季の花プランター設置事業」の一環として花壇を設置しようとしており、民地に設置した場合は、設置箇所が断続的となることにより、統一された良好な景観が形成されないため、利用者の利便性を考慮し、道路敷地外に余地がないと判断した。 |

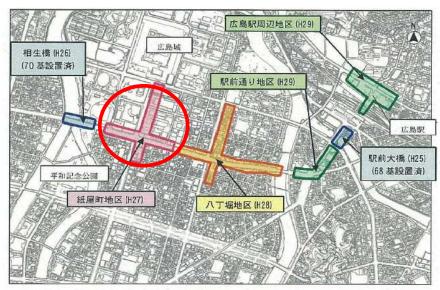








写真出典:広島市



フラワーポット (プランター) 設置エリア位置図



当該道路の敷地外に物理的に余地あり

占用箇所

広島城

至広島駅

Copyright OpenStreetMap contributors

### 10. 鹿児島県鹿児島市「コミュニティサイクルポートかごりん」

| 道路管理者      | 鹿児島県   |
|------------|--|
| 占用主体       | 鹿児島市   |
| 占用の場所      | 鹿児島中央停車場線、鹿児島加世田線  |
| 占用期間       | 平成 26 年 11 月 27 日~平成 31 年 3 月 31 日   |
| 主な<br>占用物件 | サイクルポート(道路法施行令第7条第12号)   |
| 無余地性の基準の概要 | 占用の場所から約 300m~400m離れた位置に余地が存在するが、自家用車等から自転車及び公共交通機関への転換の促進というコミュニティサイクルの事業目的を勘案すると、占用の場所は、複数の交通機関が集まる交通結節点となっており、通勤や通学だけでなく、観光客も多く利用する場所であることから、利用者の利便性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。 |









写真出典:鹿児島市

